

名古屋市緑区選挙管理委員会告示第11号

開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第1項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、令和8年2月8日執行衆議院議員総選挙における名古屋市緑区開票区の開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のように選任する。

令和8年1月27日

名古屋市緑区選挙管理委員会
委員長 横田 明典

- 1 開票管理者
別紙のとおり（別紙省略）
- 2 開票管理者の職務を代理すべき者
別紙のとおり（別紙省略）

名古屋市緑区選挙管理委員会